

議 案 第 3 号

富津都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）



(写)

富都第309号  
令和5年6月30日

富津市都市計画審議会 様

富津市長 高橋 恭 市



富津都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定  
により、別紙のとおり貴審議会に諮問します。

## 富津都市計画生産緑地地区の変更（富津市決定）

富津都市計画生産緑地地区中 4 号青木第 1 生産緑地地区ほか 2 地区を次のように変更する。

名称		面積	備考
番号	生産緑地名		
4	青木第 1 生産緑地地区	約 一 ha	廃止△約 0.07ha
13	青木第 10 生産緑地地区	約 一 ha	廃止△約 0.06ha
51	二間塚第 1 生産緑地地区	約 一 ha	廃止△約 0.06ha
	合計	約 一 ha	廃止△約 0.19ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

生産緑地地区の指定から 30 年経過したことから行為の制限の解除がされ、生産緑地としての機能が失われたことにより、都市計画の変更を行うものである。

変更内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	追加	廃止	面積増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
3 地区	—	△約 0.19ha	△約 0.19ha	52 地区	約 12.31ha	55 地区	約 12.50ha

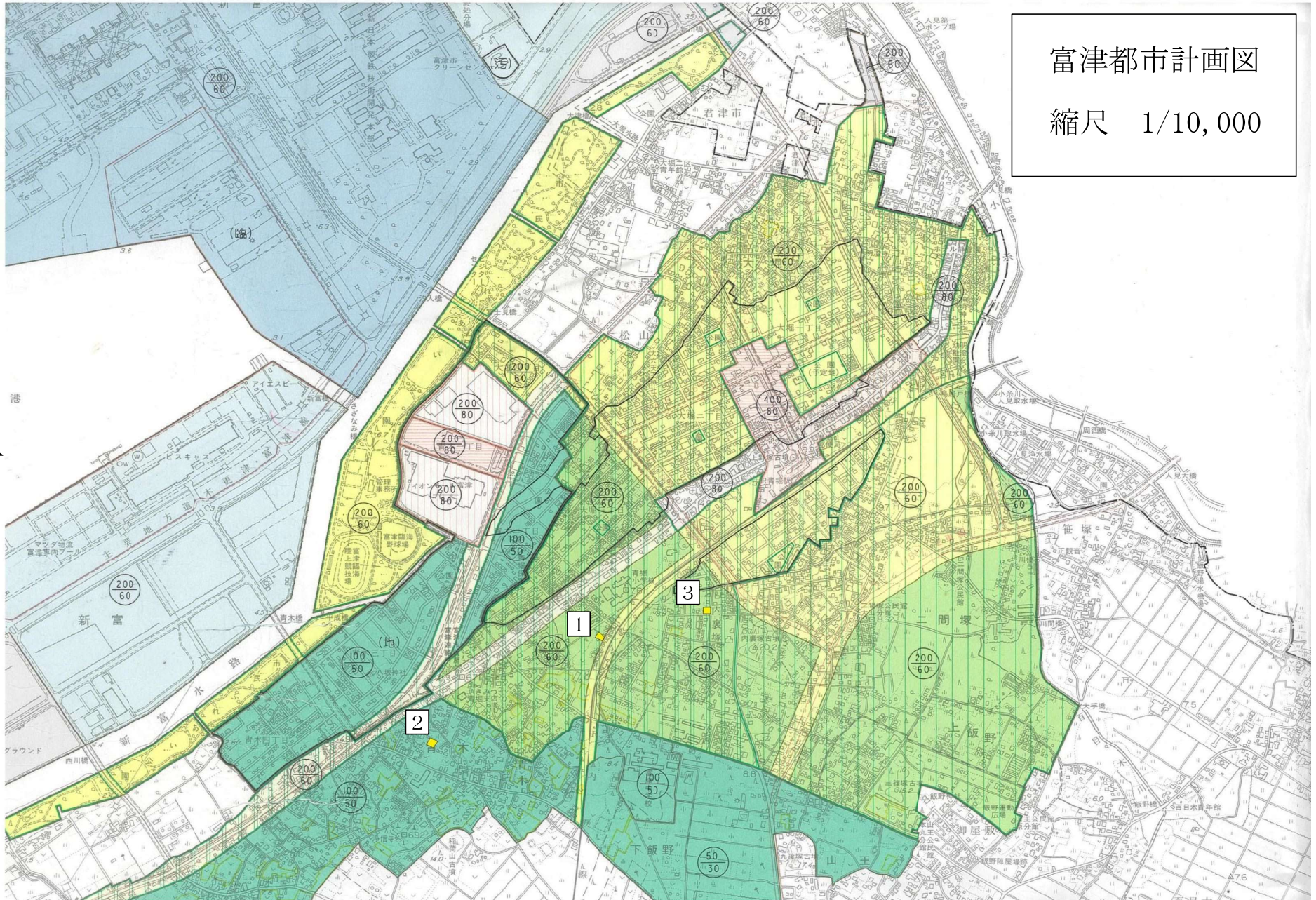
## 都市計画の策定経緯の概要書

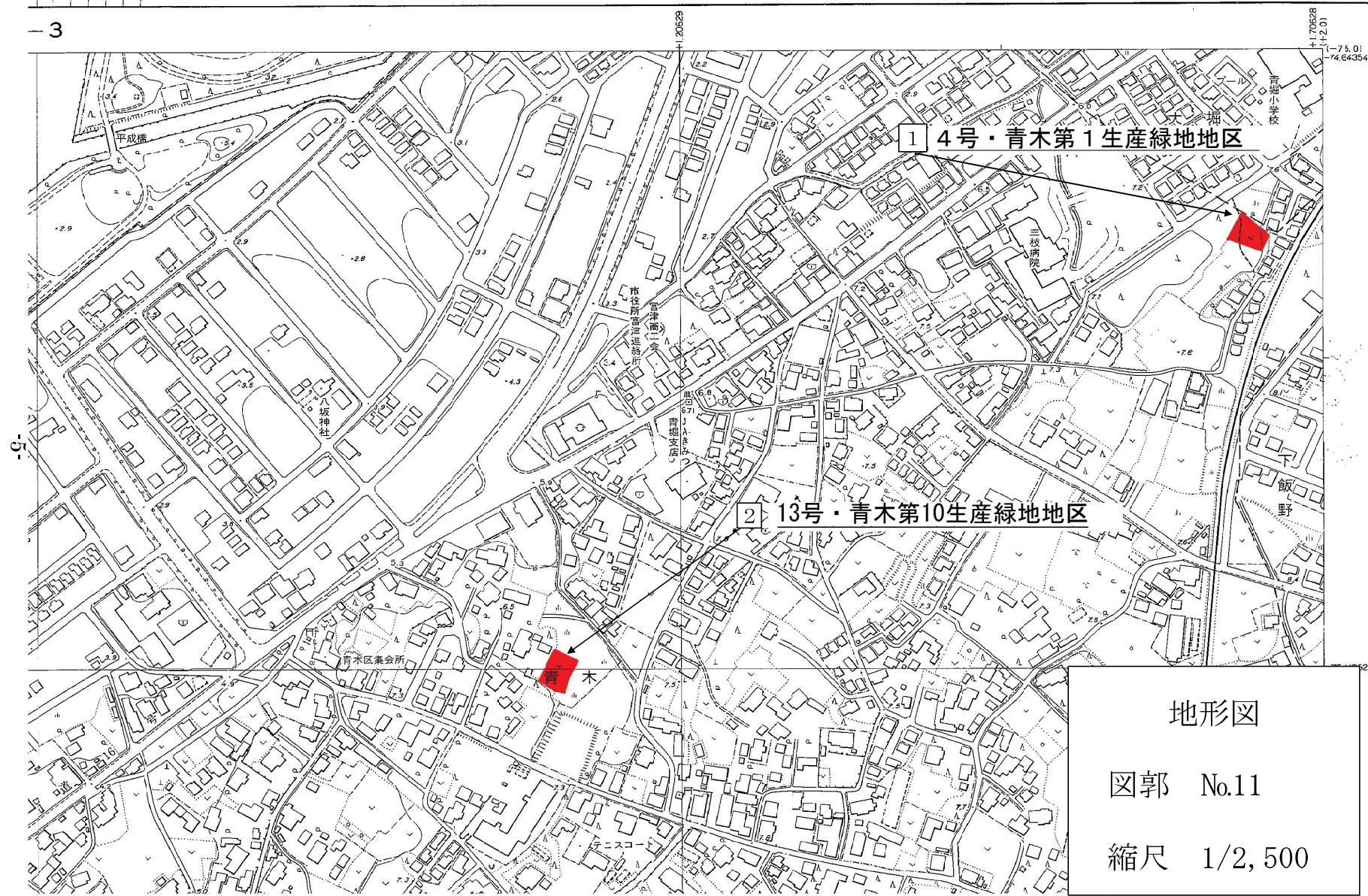
### 富津都市計画生産緑地地区の変更

事 項	時 期	備 考
指定から 30 年経過による行為制限の解除により買取申出書の提出	令和 4 年 1 1 月 2 4 日	二間塚第 1 生産緑地地区
	令和 4 年 1 1 月 2 5 日	青木第 1 地区生産緑地
	令和 4 年 1 2 月 6 日	青木第 1 0 地区生産緑地
生産緑地地区買取希望照会	令和 4 年 1 1 月 2 5 日	二間塚第 1 生産緑地地区
	令和 4 年 1 1 月 2 8 日	青木第 1 地区生産緑地
	令和 4 年 1 2 月 7 日	青木第 1 0 地区生産緑地
買取希望有無通知及び農業従事者への斡旋依頼	令和 4 年 1 2 月 2 3 日	二間塚第 1 生産緑地地区
	令和 4 年 1 2 月 2 3 日	青木第 1 地区生産緑地
	令和 5 年 1 月 5 日	青木第 1 0 地区生産緑地
行為制限解除通知	令和 5 年 2 月 2 4 日	二間塚第 1 生産緑地地区
	令和 5 年 2 月 2 8 日	青木第 1 地区生産緑地
	令和 5 年 3 月 6 日	青木第 1 0 地区生産緑地
千葉県知事への事前協議	令和 5 年 5 月 1 5 日	
案縦覧	令和 5 年 7 月 3 日から 令和 5 年 7 月 1 8 日まで	
富津市都市計画審議会	令和 5 年 8 月 4 日	
千葉県知事への協議	令和 5 年 8 月 7 日	予定
千葉県知事の協議回答	令和 5 年 8 月 2 1 日	予定
決定・告示	令和 5 年 8 月 2 5 日	予定

# 富津都市計画図

縮尺 1/10,000





1 4号・青木第1生産緑地地区

2 13号・青木第10生産緑地地区

170628  
+2.01  
-75.01  
74.64354

20629

-9-



3 51号・二間塚第1生産緑地地区

地形図

図郭 No.12

縮尺 1/2,500

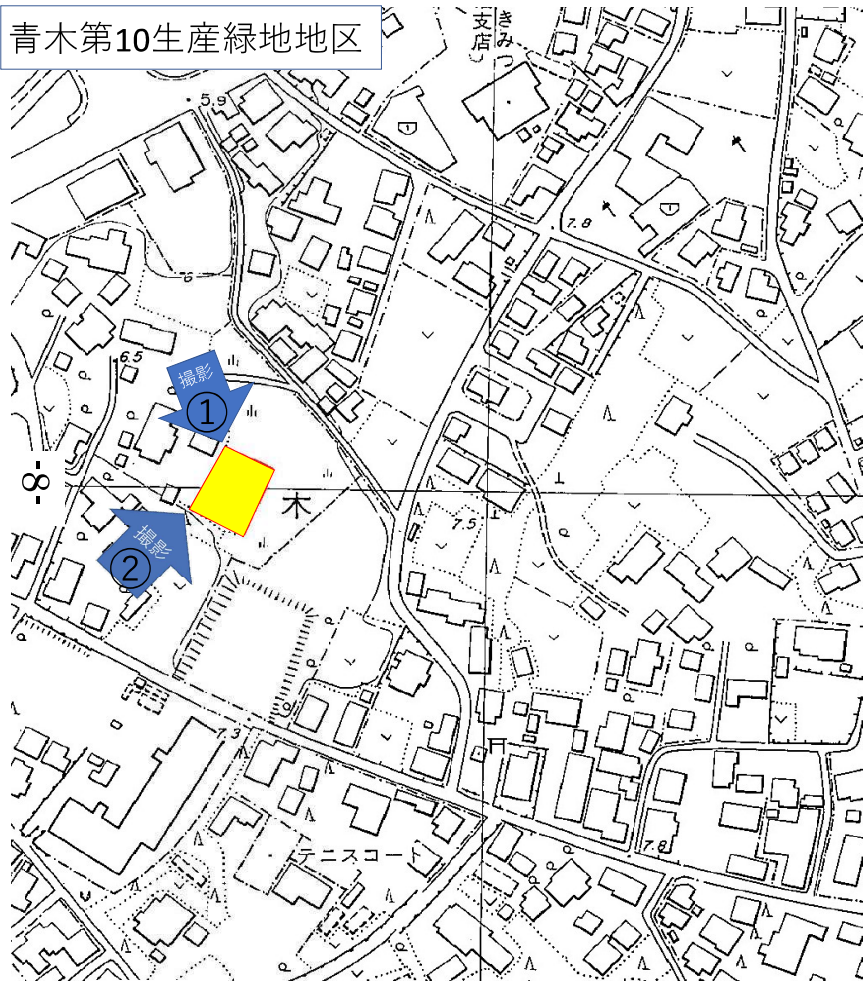


青木第1生産緑地地区



令和5年5月撮影

青木第10生産緑地地区



①

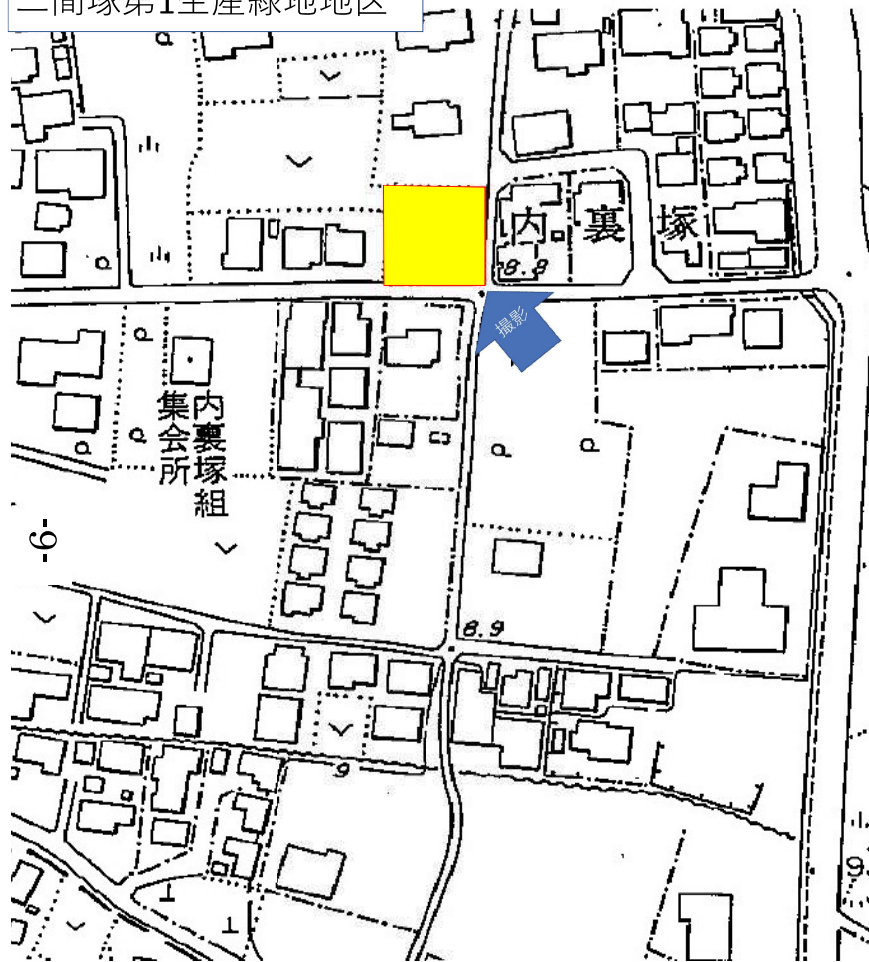


②



令和5年5月撮影

二間塚第1生産緑地地区



令和5年5月撮影

## 関係法令（参考）

### ○生産緑地法

（生産緑地の買取りの申出）

**第十条** 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつていときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

（生産緑地の買取り等）

**第十一条** 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

（生産緑地の買取りの通知等）

**第十二条** 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

（生産緑地の取得のあつせん）

**第十三条** 市町村長は、生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限の解除)

**第十四条** 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。

○都市計画法

(市町村の都市計画の決定)

**第十九条** 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

(都市計画の変更)

**第二十一条** 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第二十号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要性明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要性が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。